

東京都内公立学校におけるいじめ防止
に係る取組の推進状況の検証、評価及び
いじめ防止等の対策を一層推進するた
めの方策について（答申）

令和2年7月31日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

目 次

| | |
|--|-----------|
| はじめに | 3 |
| 第 1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題 | 4 |
| 1 いじめ問題対策委員会による検証・評価の経緯 | 4 |
| 2 第 2 期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価 | 6 |
| (1) 「学校いじめ対策委員会」における多角的な検証によるいじめの認知の徹底 | 6 |
| (2) P D C A サイクルによる改善の仕組みの確立 | 11 |
| (3) より実効性のある教育相談体制の構築、S O S の出し方に関する教育の推進 .. | 13 |
| (4) 日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成. | 17 |
| (5) 保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実. | 20 |
| 第 2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性 | 23 |
| 1 いじめ問題対策委員会からの提言 | 23 |
| 2 いじめ防止対策の一層の推進に向けた 7 つの方策 | 24 |
| (1) 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組の一層の充実 | 24 |
| (2) 学校の教育活動全体を通しいじめ防止の取組の充実 | 24 |
| (3) いじめの認知に至るプロセスの明示 | 24 |
| (4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用 | 24 |
| (5) 家庭・地域向けのプログラムや啓発資料等の作成・活用 | 25 |
| (6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知 | 25 |
| (7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫 | 25 |
| 第 3 資料 | 26 |

はじめに

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会は、平成26年7月に公布された東京都いじめ防止対策推進条例第11条に基づき、東京都教育委員会の附属機関として設置された組織である。

本委員会規則第2条に定められた所掌事項には、都教育委員会の諮問に応じ、東京都や区市町村の教育委員会及び都内公立学校のいじめ防止等の対策の推進について調査審議し、答申することなどとしている。

本委員会（第3期）は、平成30年11月14日に都教育委員会から、東京都内公立学校における「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」に基づく取組の進捗状況の検証、評価を踏まえ、いじめ防止等の対策を一層推進するための方策について検討するよう諮問を受けたところである。平成30年11月以来、6回の会議を開催し、審議を重ねてきている。

本答申は、東京都におけるいじめ防止対策の現状や、本対策委員会（第2期）答申「改善の方向性」に係る検証・評価、東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性を示したものである。

今後、本答申を踏まえ、都教育委員会における審議を経て、実効性の高い「いじめ総合対策【第2次・一部改訂】」が策定されることを期待している。

令和2年7月31日

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会

第1 東京都におけるいじめ防止対策の現状と課題

1 いじめ問題対策委員会による検証・評価の経緯

平成25年にいじめ防止対策推進法が制定された後の、東京都におけるいじめ防止等の取組と東京都教育委員会いじめ問題対策委員会による検証・評価の経緯をたどることとする。

(1) 平成26年6月 東京都いじめ防止対策推進条例等の制定

- 東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定し、東京都におけるいじめ防止に向けた具体的な取組を明示した。

(2) 平成28年7月 いじめ問題対策委員会（第1期）答申

- 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）（第1期）は、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）からの諮問を受け、平成28年7月に『いじめ総合対策』に示された取組の進捗状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（最終答申）を答申した。
- この答申では、2年間の取組の成果として、都内公立学校が、いじめ防止のための組織の確立や教育相談体制の充実などにより、いじめの解消に努めてきたことを挙げている。
- 一方で、教職員に「いじめ」の定義に対する確実な理解に基づき組織的な対応を徹底させることや、子供たちにいじめ問題の解決に向けて主体的に行動しようとする意識や態度を身に付けさせることなどについては、取組の改善を図る必要があるとした。

(3) 平成29年2月 「いじめ総合対策【第2次】」の策定

- そこで、都教育委員会は、対策委員会の答申を踏まえ、「東京都教育委員会いじめ総合対策」を改訂し、平成29年2月に「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】（以下「いじめ総合対策【第2次】」という。）を策定した。
- この中で、「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント¹」をはじめ、いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の四つの段階ごとの具体的な取組を示した。また、都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、都内全ての公立学校において、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体と

¹ 「いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント」は、「軽微ないじめも見逃さない」、「教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む」、「相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す」、「子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする」、「保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る」、「社会全体の力を結集し、いじめに対峙する」の6点である。

なり、組織的ないじめ防止等のための取組が推進されるようにした。

(4) 平成30年7月 いじめ問題対策委員会（第2期）答申

- 対策委員会（第2期）は、改めて都教育委員会からの諮問を受けたことを踏まえ、平成30年7月に、「東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について（答申）」を答申した。
- この答申では、取組の成果として、各学校が見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめの解消に努めてきた実績を評価した。
- その一方で、「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」や「子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組」の推進のほか、保護者や関係機関等との信頼関係に基づく連携により、いじめの解決を図ることなどについて、取組の一層の改善を図っていくことの必要性が指摘されている。

(5) 平成30年8月～令和2年7月 いじめ問題対策委員会（第3期）における審議

- 対策委員会（第3期）は、東京都におけるいじめ防止対策を一層推進するための方策に係る提言を行うため、平成30年8月から令和2年7月にわたって、都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況について検証・評価を行っているところである。

2 第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価

第2期の答申において、対策委員会は、いじめ防止等の対策を一層推進するための今後の方向性として、次の5つの視点を挙げたところである。

- (1) 「学校いじめ対策委員会」における多角的な検証によるいじめの認知の徹底
 - (2) PDCAサイクルによる改善の仕組みの確立
 - (3) より実効性のある教育相談体制の構築、SOSの出し方に関する教育の推進
 - (4) 日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成
 - (5) 保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実
- 本答申においては、それぞれの視点について、都内公立学校における現状と成果、さらに取り組むべき課題を明らかにするものである。

(1)「学校いじめ対策委員会」における多角的な検証によるいじめの認知の徹底

【概要】

教員が、児童・生徒の気になる様子を把握した場合に「学校いじめ対策委員会²」に報告することについては、ほぼ全ての学校で定着している。

一方、いじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校が一定数あることや、学校や自治体により認知件数に差があることから、各学校は、「本当に、いじめに苦しむ児童・生徒はいないか」、「『学校いじめ対策委員会』の協議を経て、いじめの認知を行っているか」という視点から、改めて自校の取組を見直す必要がある。

ア 現状

(ア) いじめの認知件数

平成30年度のいじめの認知件数³は、51,912件であり、前年度の1.67倍となっている。「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年からの推移を見ると、平成27年度から全校種において増加傾向にある。平成27年度と30年度を比較すると、小学校は12.7倍、中学校は2.4倍、高等学校は4.4倍、特別支援学校は3.4倍となっている。都内公立学校のいじめの認知件数の推移は、全国（公立）と同様の傾向が見られる。

² 「学校いじめ対策委員会」は、いじめ防止対策推進法第22条に基づき、全ての学校に設置されている組織であり、都内公立学校では、この名称で統一している。校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医及びその他校長が必要と認める者により構成する。

³ 「いじめの認知件数」については、参考資料 1ページ参照

(イ) 解消率

解消しているものの割合⁴は、平成25年度から平成29年度まで86.8%から92.9%の間を推移していたが、平成30年度は83.4%である。これは、全国（公立）と比較すると0.9ポイント低いが、ほぼ同程度と言える。

(ウ) 1校当たりの認知件数

平成30年度の1校当たりの認知件数⁵は、23.6件であり、全国（公立）と比較すると、都（公立）の方が9ポイント上回っている。平成25年度から30年度までの推移を見ると、小・中学校において平成27年度から増加しており、平成27年度と平成30年度を比較すると、小学校は12.6倍、中学校は2.4倍となっている。高等学校、特別支援学校は0.2～0.8件を推移しており、平成29、30年度ともに、全国（公立）の半数に満たない状況である。

(エ) いじめを認知した学校の割合

平成30年度におけるいじめを認知した学校の割合⁶は、85.1%であり、全国（公立）の83.1%と同程度である。小学校では93.4%、中学校では92.8%の学校がいじめを認知している。高等学校では37.6%、特別支援学校では17.7%となっており、全国（公立）よりもそれぞれ30.5ポイント、25.5ポイント下回っている。

(オ) いじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校

平成30年度におけるいじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校数⁷は、329校であり、全体に対する割合は、14.9%となっている。これは、全国（公立）よりも1ポイント低いが、ほぼ全国の数値と同程度であると言える。校種別に見ると、小学校は85校（6.6%）、中学校は45校（7.2%）、高等学校は148課程（62.4%）、特別支援学校は51校（82.3%）がいじめを認知していない状況にある。

(カ) 学年別のいじめの認知件数

学年別のいじめの認知件数⁸では、小学校におけるいじめの認知件数が大幅に増加している。平成28年度と平成30年度を比較すると、小学校第4学年で3.5倍、小学校第3学年で3.4倍、小学校第5学年で3.3倍となっている。校種ごとのその学年が占める割合では、小学校は第1学年（21.2%）第2学年（19.3%）、中学校は第1学年（50.2%）、高等学校は第1学年（50.7%）が一番多い傾向がある。学年別認知件数や校種ごとのその学年が占める割合は、全国（公立）と同様の傾向である。

⁴ 「解消しているものの割合」については、参考資料 1ページ参照

⁵ 「1校当たりの認知件数」については、参考資料 2ページ参照

⁶ 「いじめを認知した学校の割合」については、参考資料 3ページ参照

⁷ 「いじめの認知件数が0の学校の割合」については、参考資料 4ページ参照

⁸ 「学年別のいじめの認知件数」については、参考資料 5ページ参照

(キ) いじめの態様

いじめの態様⁹は、小・中学校及び特別支援学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が多い。高等学校においては、「冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多く、続いて「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる」が多くなっている。

(ク) いじめの発見のきっかけ

いじめの発見のきっかけ¹⁰は、小学校、中学校、高等学校においては、認知したいじめの半数以上を学校の教職員等が発見している（小学校75.9%、中学校57.8%、高等学校57.7%）。いじめの発見のきっかけで一番多いのは、小学校、中学校、高等学校は「アンケート調査など学校の取組により発見」（小学校63.0%、中学校41.1%、高等学校43.3%）、特別支援学校は「本人からの訴え」（35.1%）である。

(ケ) 教職員によるいじめの定義の理解

「『いじめ防止対策推進法』第2条に規定されている『いじめ』の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った」と回答した学校の割合は、99%（小学校100%、中学校99%、高等学校98%、特別支援学校97%）である¹¹。

(コ) 教職員による「学校いじめ対策委員会」への報告

「いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、『学校いじめ対策委員会』へ報告することを徹底した」と回答した学校の割合は、99%（小学校100%、中学校100%、高等学校98%、特別支援学校98%）である¹²。

(サ) 「いじめ防止対策推進法」第28条に基づくいじめの重大事態の発生件数

「いじめ防止対策推進法」第28条に基づくいじめの重大事態の発生件数は、平成30年度は40件（平成29年度：27件）であり、同項第1号に規定するものは、11件（平成29年度：5件）、同項第2号に規定するものは36件（平成29年度：26件）である¹³。平成25年度から30年度までの推移を見ると、発生件数は増加傾向にある。

⁹ 「いじめの態様」については、参考資料 6 ページ参照

¹⁰ 「いじめの発見のきっかけ」については、参考資料 7 ページ参照

¹¹ 参考資料 14～15 ページ「18のチェックリスト」中の①を参照

¹² 参考資料 14～15 ページ「18のチェックリスト」中の⑥を参照

¹³ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）13 ページ、「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（平成30年10月25日 東京都教育庁）13 ページ参照。いずれも、都教育委員会ホームページに掲載

イ 成果

(ア) 教職員によるいじめの定義の理解及び「学校いじめ対策委員会」への報告の定着

- 都内公立学校におけるいじめの認知件数が平成27年度から年々増加傾向にあること、「いじめの認知が確実に行われるよう全教職員で共通理解を図った」とする学校が全体の97%以上、『学校いじめ対策委員会』への報告を徹底した」とする学校が全体の98%以上であることなど、教員が、児童・生徒の気になる様子を把握した場合に「学校いじめ対策委員会」に報告することについては、ほぼ全ての学校で定着している。
- これは、都教育委員会が「いじめ総合対策【第2次】」に見逃しがちな軽微ないじめの具体例を明示することで、教職員が『いじめ防止対策推進法』第2条に定義されるいじめの定義を具体的なイメージをもって理解できるようにしたことや、「いじめの認知件数が多いことをもって、その学校等に課題があるという捉え方をしない」などのことを周知・徹底してきた成果であると考えられる。

(イ) 教職員のいじめ認識の向上

- 認知したいじめのうち、学校の教職員等が発見したいじめの割合は、「いじめ防止対策推進法」が制定された平成25年度には58.5%であったが、平成30年度は73.6%となっており、15.1ポイント増加していることから、いじめの定義の理解やいじめと疑われる行為の教員間での共有等に係る教職員のいじめ認識の向上が見られる。

ウ 課題

(ア) いじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校における取組の確認

- いじめを認知した学校の割合は85%程度となっており、約15%の学校は、いじめを認知していないという現状がある。特に、高等学校は約62%、特別支援学校は約82%の学校がいじめの認知件数が0（ゼロ）件となっており、全国（公立）の平均値との乖離が大きい。
- これらの学校は、「いじめ防止対策推進法」第2条のいじめの定義に照らして、本当にいじめに苦しむ児童・生徒がいないか、教職員一人一人はいじめの定義を理解しているか、いじめの認知をどのような過程で行っているかなど、改めて見直す必要がある。
- いじめの認知に当たっては、特に、「好意で行った言動」、「いじめを意図せずに行った言動」に留意する必要がある。被害の子供が「心身の苦痛を感じているかどうか」に鑑み、個別に判断することの大切さについて、改めて教職員の共通理解を図ることが重要である。

(イ) いじめの認知に至るまでのプロセスの明確化

- いじめの認知件数とは、教職員が捉えた児童・生徒の気になる様子について、「学校い

じめ対策委員会」で協議をし、いじめであると判断したものを計上するものである。しかし、都内のみならず全国的に、いじめの認知件数が単なる教員個々の報告件数になっている実態もあり、確実に「学校いじめ対策委員会」の協議を経て、いじめと判断されたものになっているのか改めて確認する必要がある。

- いじめの認知は、「いじめで苦しむ児童・生徒を見逃さず、必ず救う」ために行うものであり、認知そのものが目的ではない。そこで、学校がいじめの認知の目的や具体的な手順を理解し、その質的向上を図ることができるよう、いじめの認知に至るまでのプロセスを明確に示すことが必要である。

(2) P D C A サイクルによる改善の仕組みの確立

【概要】

学校評価へのいじめ対策に係る項目の設定、都教育委員会が開発した「学校のいじめ防止の取組の進捗状況を見える化するシート」の活用により、P D C A サイクルのうち、特に「評価」「改善」に係る取組の強化が図られている。

一方、年間計画の策定・共通理解については、実施校率が低い傾向にある。自校においてどのような問題点が潜在化しているのかを共通認識する機会の設定や、外部人材等を活用した課題分析の充実等、P D C A サイクルの「改善」「計画」の充実を図るとともに、実効性のある「学校いじめ防止基本方針」の改訂に向けた取組を推進する必要がある。

ア 現状

(ア) 「学校いじめ防止基本方針」の見直し

「学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った」とした学校の割合は、各校種とも100%（小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%）である¹⁴。

(イ) 学校評価への位置付け

「学校評価の評価項目に、いじめ問題への適切な対応に関する内容が設定されている」とした学校の割合は、全体として97%（小学校：98%、中学校：97%、高等学校：96%、特別支援学校：91%）に上っている¹⁵。

(ウ) 年間計画の策定、全教職員への周知

「いじめの未然防止や早期発見のための取組について、『学校いじめ対策委員会』が年間計画を策定して全教職員に周知した」とした学校の割合は、93%（小学校：96%、中学校：94%、高等学校：76%、特別支援学校：89%）となっている¹⁶。

イ 成果

(ア) 自校の取組を見直す仕組みの確立

都内全ての公立学校において、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しが行われている。全体として97%の学校において、学校評価にいじめ問題への対応に係る項目が設定され

¹⁴ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月 東京都教育庁）
11ページ ⑩参照

¹⁵ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑨を参照

¹⁶ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑤を参照

ていることから、大半の学校に、子供や保護者、地域等の意見を基に自校の取組を見直す仕組みがあると言える。

(イ) ふれあい月間学校シートを活用した「評価」「改善」の強化

都教育委員会が平成30年度に開発した「学校のいじめ防止の取組の進捗状況を見える化するシート」の活用が充実している。このことから、各学校が自校の取組を振り返り、課題を明確にして改善を図り、学校いじめ防止基本方針の改訂につなげるといった、PDCAサイクルのうち、特に「評価」「改善」の強化に大きく寄与していると考えられる。

ウ 課題

(ア) PDCAサイクルのうち、「改善」「計画」に係る取組の強化

- 計画を策定・改訂するためには、課題抽出が必須の要件である。そのためには、問題点を洗い出し、課題を共有する体制の整備が求められる。また、それらの問題をどう分析し、真に改善すべき課題は何かを明らかにできているか、具体的に見直す必要がある。
- 学校評価やいじめに関する調査等の結果をまとめる際には、心理や福祉、法律の専門家等、外部の視点を入れながら分析することが重要である。例えば、自校において、どのような問題が潜在化しているのか、あるいは顕在化しているのかなどの視点から共通認識する機会を設定できるとよいと考える。教員の働き方改革の観点からも、外部人材等を活用した課題分析の充実が必要である。

(イ) 実効性のある学校いじめ防止基本方針の改訂に向けた取組の推進

- 「学校いじめ防止基本方針」は、全教職員、保護者、地域、関係機関等で、いじめ防止対策の在るべき姿を共通理解するための実施計画である。学校が、いじめ防止の取組を推進する上での基本的な考え方や組織、年間計画、対応の手順等、具体的な事項を明らかにする必要がある。
- 平成25年度に制定された「いじめ防止対策推進法」第13条に基づき、都内全ての公立学校において、「学校いじめ防止基本方針」が策定されている。しかし、その内容が当時のままであるなど、学校の実態や社会の動向に応じた実効性のあるものになり得ていないといった現状もみられる。
- 学校は、自校の「学校いじめ防止基本方針」について、その内容を一読することによって、「個々の教職員は自分が今、何をすべきかが分かるもの」、「保護者や地域、関係機関は、何を協力すればよいか分かるもの」、「学校が児童・生徒をどのように育てようとしているかが分かるもの」になっているか、などの視点から基本方針を見直す機会を設定することが重要である。

(3) より実効性のある教育相談体制の構築、SOSの出し方に関する教育の推進

【概要】

子供の不安や悩みに対して、学級担任やスクールカウンセラー等の教職員が相談に応じたり、その情報を教職員間で共有したりするなど、各校において、教育相談体制の充実に向けた取組が推進されている。

一方、「誰にも相談していない」という児童・生徒がいるとする実態がある。児童・生徒にとってSOSを出しにくい実情があるということ踏まえ、SOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、相談できる大人を増やすという視点も必要である。

ア 現状

(ア) いじめられた児童・生徒の相談状況¹⁷

- 平成30年度におけるいじめられた児童・生徒の相談状況は、いずれの校種においても、「学級担任に相談」が最も多くなっている（小学校：89.3%、中学校：81.2%、高等学校：73.1%、特別支援学校：70.3%）。次は、小・中学校では「保護者や家族等に相談」（小学校：15.3%、中学校：18.2%）、高等学校と特別支援学校では「学級担任以外の教職員に相談」（高等学校：28.9%、特別支援学校：21.6%）が多くなっている。
- いじめられた児童・生徒の相談状況において、学級担任に相談した件数の推移を見ると、平成28年度：15,270件、平成29年度：26,915件、平成30年度：45,801件となっており、年々増加傾向にある。
- スクールカウンセラー等の相談員に相談した件数の推移を見ると、平成28年度：1,369件、平成29年度：1,450件、平成30年度：2,207件となっており、年々増加傾向にある。
- 一方、いじめられた児童・生徒の相談状況において、「誰にも相談していない」は、1,893件（3.6%）となっている（小学校1,697件：3.8%、中学校184件：2.8%、高等学校11件：5.5%、特別支援学校1件2.7%）。

¹⁷ 「いじめられた児童・生徒の相談状況」については、参考資料 8ページ、「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）9ページ、「平成29年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（平成30年10月25日 東京都教育庁）9ページ、「平成28年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（平成29年12月25日 東京都教育庁）9ページ参照

(イ) 教育相談体制の充実

「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」とした学校は、全体の99.1%（小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校69.4%）である¹⁸。

(ウ) 定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施

「児童・生徒を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年3回以上）実施するとともに、その内容を『学校いじめ対策委員会』等、教職員間で共有できるようにした」とした学校は、全体の98%（小学校：99%、中学校：99%、高等学校：96%、特別支援学校：91%）である¹⁹。

(エ) スクールカウンセラーの活用

「『学校いじめ対策委員会』の構成員の一人として、スクールカウンセラーの役割を明確にしているとともに、全員面接を含め、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにした」とした学校は、全体の99%（小学校：99%、中学校：100%、高等学校97%、特別支援学校：回答対象外）である²⁰。

(オ) いじめる児童・生徒への特別な対応

いじめる児童・生徒への特別な対応²¹として、「いじめられた児童・生徒やその保護者に対する謝罪の指導を行った」とする件数の割合は36.9%（小学校：35.4%、中学校：47.6%、高等学校36.8%、特別支援学校：27.0%）、「別室指導を行った」とする件数の割合は、12.2%（小学校：10.7%、中学校：21.8%、高等学校：41.3%、特別支援学校：48.6%）、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」とした件数の割合は3.7%（小学校：3.6%、中学校：4.0%、高等学校：18.4%、特別支援学校：24.3%）である。

(カ) 家庭等に向けた教育相談に係る取組の周知

「教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った」とした学校は、全体の100%（小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%）である²²。

¹⁸ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）11ページ ⑤参照

¹⁹ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑩を参照

²⁰ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑪を参照

²¹ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）10ページ参照

²² 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）11ページ ⑥参照

イ 成果

(ア) 各校において、教育相談体制の充実に向けた取組が推進

- いじめられた児童・生徒の相談状況として、全体で88.2%の児童・生徒が学級担任に相談していること、学級担任やスクールカウンセラー等の相談員への相談件数が増加していることなどから、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む教職員がいつでも相談に応じる体制の充実が進んでいることが理解できる。
- スクールカウンセラー等を活用して教育相談体制の充実を図ったとする学校や、スクールカウンセラーが得た情報を教職員間で共有できるようにしたとする学校が全体のおよそ99%であること、都内全ての学校において、教育相談に係る広報の徹底を図っていることなどから、学校は、教育相談体制の充実に向けた取組をより一層推進していると言える。

(イ) DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」の活用促進

- 都教育委員会は、平成29年度に、自殺対策の専門家等による協議を踏まえ、子供が不安や悩みを抱えたときに身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さなどについて学ぶDVD教材を開発し、都内全公立学校に配布した。また、毎年度、全校長を対象とした「自殺予防教育連絡会」を開催し、このDVD教材の効果的な活用方法を紹介するなどして、学校の取組を支援している。
- DVD教材を活用した方たちの声として、児童・生徒からは「誰かに相談してよいということが分かった」「先生など周囲の大人が、自分たちのことを心配してくれていることが伝わった」、教職員からは「相談する児童・生徒が増えた」「指導しやすかった。負担が少ない」、保護者からは「家庭でもじっくりと子供の話を聞くようにしたい」などの報告がされており、SOSの出し方に関する教育の推進に大きく寄与していると言える。

ウ 課題

(ア) 「誰にも相談していない」とする児童・生徒への対応

- 現状(ア)に記したとおり、いじめられた児童・生徒のうち、「誰にも相談していない」とした児童・生徒が、1,893人(3.6%)となっていることを重く受け止める必要がある。「SOSの出し方に関する教育」を推進する上では、児童・生徒にとって、SOSを出しにくい実情があるということをしかりと踏まえておく必要がある。子供のSOSを出す力、受け止める力を育むことに加え、子供の不安や悩みを十分に聴き受けることのできる大人を増やすという視点も必要である。
- 子供がSOSを出しやすい環境を構築するためには、子供一人一人を取り巻く大人自らが、子供から信頼される大人、子供にとって声を掛けやすい大人になるよう、努めること

が重要である。教職員はもとより、保護者、地域等に対しても、「子供がSOSを出しやすい存在になろう」、「子供が安心して相談できる人になろう」と呼び掛けていくことが必要である。

(イ) 教員の教育観を深める

- 被害の子供が「大人に伝えたら、もっといじめられる」と考えたり、周囲の子供が「自分もいじめの対象になる」と考えたりするなど、いじめについて大人には相談しづらいという状況を打開し、子供たちが自分たちで「いじめをしない、させない」と声を上げられるような学級・学校風土を作っていくことが重要である。
- そのためには、教員が、子供の存在そのものを肯定的に受け入れ、子供の言動を傾聴し、そこにある心情や感情と一緒に味わい、共感し、子供の自発的な言動を促すことが重要である。カウンセリングの視点に立った子供と関わりを大切にし、教育者としての人間観や教育観を深め、より一層の指導力を磨くことが求められる。

(4) 日常の授業から、子供たちが話し合い等を通して多様性等を認め合う態度の育成

【概要】

道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、学習指導を行うことや、子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導を意図的・計画的に行うことについてはほぼ全ての学校において実施している。

一方で、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定を行っているとする児童・生徒の割合は、6～7割にとどまっており、多様性や、互いのよさを認め合うことについて、日常の授業はもとより、家庭、地域等、様々な場を通してはぐくむことが必要である。

ア 現状

(ア) 道徳や学級活動におけるいじめに関する指導

「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」と回答する学校は、全ての校種とも100%（小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%）である²³。

(イ) いじめに関する授業の年3回以上の実施

「『いじめ総合対策【第2次】』（学習プログラム）に基づき、いじめに関する授業を年3回以上計画し、取り組んでいる」と回答した学校は、全体の88%（小学校94%、中学校90%、高等学校54%、特別支援学校72%）である²⁴。

(ウ) 主体的に行動しようとする意識や態度の育成

「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的・計画的に行われている。」とした学校は、全体の98%（小学校：98%、中学校：98%、高等学校：93%、特別支援学校：95%）である²⁵。

(エ) 子供たち同士の話し合いによる合意形成²⁶

- 子供たち同士の話し合いによる合意形成に係る児童・生徒の意識については、「あなたの学級では、学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めていると思いますか。」という質問に対し、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒は、小学校で71.4%、中学校で68.6%

²³ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）11ページ ③参照

²⁴ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑫を参照

²⁵ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑭を参照

²⁶ 参考資料 11ページ参照

である。

- 一方で、子供たち同士の話し合いによる合意形成に係る学校の意識については、「調査対象学年の児童（生徒）に対して、学級生活をよりよくするために学級会（学級活動）で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法などを合意形成できるような指導を行っていますか」という質問に対し、「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校の割合は、小学校で91.9%、中学校で89.3%である。
- 児童・生徒と学校の結果を比較すると、学校の方が、小学校で20.5ポイント、中学校で20.7ポイント高い。

(オ) 話し合いによる合意形成を踏まえた取組²⁷

- 話し合いによる合意形成を踏まえた取組については、「学級活動における学級での話し合いを生かして、今、自分が努力すべきことを決めて取り組んでいると思いますか。」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒は、小学校は69.9%、中学校は61.2%となっている。
- 一方で、話し合いによる合意形成を踏まえた取組に係る学校の意識については、「調査対象学年の児童（生徒）に対して、学級活動の授業を通して、今、努力すべきことを学級での話し合いに生かして、一人一人の児童（生徒）が意思決定できるような指導を行っていますか」という質問に対し、「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校の割合は、小学校で91.6%、中学校で86.8%である。
- 児童・生徒と学校の結果を比較すると、学校の方が、小学校で21.7ポイント、中学校で25.6ポイント高い。

イ 成果

(ア) 都内全公立学校におけるいじめに関する指導の実施

- 現状（ア）に記したとおり、都内全ての公立学校において、道徳や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、学習指導を行っている。また、ふれあい（いじめ防止強化）月間や全校朝会において、人には様々な見方か考え方がることや、一人一人の違いや個性を尊重すること、身近で信頼できる大人に相談することの大切さについて校長講話を行うなど、各校においていじめに関する指導を工夫していることがうかがえる。

(イ) 主体的に行動しようとする態度の育成に向けた取組の充実

- 「子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成に向けた指導が意図的・計画的に

²⁷ 参考資料 12ページ参照

行われている。」とした学校は、全体の98%であり、大半の学校が、いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成に向けて取り組んでいる。

- 例えば、生徒会活動として「いじめ防止グリーンリボン運動」を10年以上行っている学校がある。生徒がリボンを身に付けることで、「いじめはしない、させない、見逃さない」ということを徹底し、人を思いやることを誓う」という意思表示をするものであり、年間を通して実施している。
- 児童・生徒には、いじめはだめだということ認識していても、どうしてもいじめてしまうという声があるかもしれない。しかし、「いじめ防止グリーンリボン運動」のような活動を継続的に行うことは、いざというときに、いじめはしないなど、自分自身の言動にブレーキがかかる、歯止めが効くことにつながるのではないかと考える。

ウ 課題

(ア) 道徳や学級活動におけるいじめに関する指導の一層の充実

全ての公立学校が、道徳や学級活動の時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行っている実態がある。この実情を踏まえ、児童・生徒一人一人に対して、いじめ問題に対応できる力を意図的・計画的に身に付けさせることができるものになっているか、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習になっているかなどの視点から、その授業の内容や質を改めて見直す必要がある。

(イ) 互いの多様性やよさを認め合う態度の育成に向けた取組の一層の推進

- 日常の授業から、子供たちが話し合いなどを通じて、多様性や互いのよさを認め合える態度を育成するという事は極めて重要である。いじめ問題は、子供一人一人の人権感覚が問われる局面である。例えば、「傷付いている子供がいたときに、どう関わるのか」、「自分がその関わりの中で人を傷付けてしまったようなときに、どう対応するのか」を学ぶ機会であり、その課題を子供と一緒に考え合う指導場面でもある。
- 一人一人の尊厳を保持する、その主体としての力量を向上させるということが極めて重要である。これらは、日常の授業のみならず、休み時間や部活動等の学校生活全体、放課後における友人との関わりや家庭生活も含めた日常生活全般を通して、その力が発揮されることが重要である。
- 互いの多様性やよさを認め合うことについて、学校、家庭、地域等、様々な場を通してはぐくむことが必要である。
- いじめの未然防止において、魅力のある授業の実現は土台となるものである。さらに、授業の内容の魅力のみならず、学級の雰囲気、授業の雰囲気といったものの魅力も意識されることが大切であると考えられる。

(5) 保護者や関係機関との効果的な連携、学校サポートチームによる支援等の充実

【概要】

学校のホームページや学校便り、保護者会等で、自校の学校いじめ防止基本方針の内容について周知するなど、保護者等との共通理解を図る取組が推進されている。

一方で、学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているか、どのように受け止めているか、学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないかという視点から、学校による保護者等への周知の在り方を見直すとともに、保護者や地域からの発信を促し、受け止める態勢を充実させるなど、日頃から双方向の関係を築くことが必要である。

ア 現状

(ア) 学校いじめ防止基本方針の公表

「学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた」と回答する学校は、全体として100%（小学校：100%、中学校：100%、高等学校：100%、特別支援学校：100%）である²⁸。

(イ) 学校のいじめ防止の取組に係る保護者等への周知

「学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、年度当初の保護者会や学校便り、ホームページ等で、法の趣旨・内容やいじめの定義、学校いじめ防止基本方針の内容を周知した。」とする学校は、全体の96%（小学校：97%、中学校：97%、高等学校：86%、特別支援学校：89%）である²⁹。

(ウ) いじめが認知された場合の保護者への説明

- 「いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、『学校いじめ対策委員会』による解決に向けた対応方針の内容を周知した。」とする学校は、全体の98%（小学校：98%、中学校：98%、高等学校：95%、特別支援学校：94%）となっている³⁰。
- いじめる児童・生徒への特別な対応として、保護者への報告を行ったとする件数の割合は、34.3%（小学校：30.3%、中学校：61.7%、高等学校49.3%、特別

²⁸ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」（令和2年2月18日 東京都教育庁）11ページ ⑦参照

²⁹ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑮を参照

³⁰ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑯を参照

支援学校：51.4%)である³¹。

(エ) 関係機関との連携

- いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている」とする学校は、全体の99%(小学校99%、中学校99%、高等学校99%、特別支援学校95%)である³²。
- 「学校運営協議会委員や学校サポートチームの委員等に、学校いじめ防止基本方針の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている」と回答した学校は、全体の96%(小学校：97%、中学校：97%、高等学校：93%、特別支援学校：95%)となっている³³。
- 学校サポートチームの活動状況については、平成30年度において、区市町村立学校で87.2%、都立学校で77.9%の学校が会議を1回以上開催し、不登校やいじめ、虐待等、多岐にわたる内容について取り上げている³⁴。

イ 成果

(ア) 保護者等に向けた、学校いじめ防止基本方針の周知に係る取組の定着

都内全ての公立学校において、学校いじめ防止基本方針をホームページに公表して いるとともに、年度当初の保護者会や学校便り、ホームページ等で、法の趣旨・内容やいじめの定義、学校いじめ防止基本方針の内容を周知している学校は、全体の96%に及んでいることから、ほぼ全ての学校が、自校のいじめ防止の取組について、保護者等と共通理解を図ろうと努めていることがうかがえる。

(イ) 学校サポートチーム³⁵を活用した支援の推進

都内全ての公立学校に学校サポートチームが設置されている。学校からは、「教職員では解決することができない事案について、専門家の知識や指導を受けながら、個々の児童・生徒の実態に応じた解決策を打ち出すことができた」、「いじめ発見のためのアンケートの結果を学校サポートチームで検証し、いじめの早期解決を図ることができた」、「家庭

³¹ 「平成30年度における児童・生徒の問題行動・不登校等の実態について」(令和2年2月18日 東京都教育庁)10ページ参照

³² 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑱を参照

³³ 参考資料 14～15ページ「18のチェックリスト」中の⑰を参照

³⁴ 令和元年度に実施した「学校サポートチーム」活動状況調査の結果から

³⁵ 「学校サポートチーム」とは、子供の問題行動への対応において、保護者、地域、関係機関等と迅速かつ適切に連携・協力できる体制を確立し、子供の健全育成を図るとともに、「学校いじめ対策委員会」を支援する組織として、都内全公立学校に設置しているものである。校長、副校長、PTA、学校医、スクールソーシャルワーカー、民生・児童委員、主任児童委員、保護司、子供家庭支援センター職員、児童相談所職員、警察職員(スクールサポーター)等により構成される。

への支援が必要な事案について、保護司や民生児童委員等と連携し、状況の把握や対応を行うことができた」などの報告がなされており、効果的に活用している実態がうかがえる。

ウ 課題

(ア) いじめを認知した場合の保護者との対応方針の共通理解の徹底

「いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、『学校いじめ対策委員会』による解決に向けた対応方針の内容を周知した。」と回答した学校が、全体の98%である。その一方で、「いじめる児童・生徒への特別な対応として、保護者への報告を行った」とする件数の割合は、34.3%であり、大きな差が見られる。この差が生じる理由は何か、具体的なケース理解などにより明らかにする必要がある。

(イ) 学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの乖離を生まないための取組の徹底

- 各学校は、保護者等との共通理解に熱心に取り組んでいるという認識をもっているようである（アの（イ）などのデータから）。しかし、学校の発信を保護者や児童・生徒がどの程度理解しているのか、どのように受け止めているのか、学校と保護者、児童・生徒の受け止めとの間に乖離がないかという視点から、学校による保護者等への周知の在り方を見直すことが重要である。
- 警察署等を含む相談機関に寄せられる相談内容においては、保護者は当初、学校に相談していたが、結局、その対応に納得がいかず、信頼関係が損なわれてしまっている例や、いじめの捉え方について保護者と子供の認識が大きく乖離しており、なかなか解消に結び付かないといった例が見受けられる。
- 学校が自校のいじめ防止に係る方針や取組、対応について保護者等に説明する際には、教職員が分かりやすい言葉で説明できるように、「知らせる」のみならず、「伝わる」ように努めることが必要である。加えて、保護者等が、「いじめ防止対策推進法」に位置付けられた保護者の責務等や、「いじめを生まない環境づくり」における自身の役割について考えを深められるような場づくりを支援することも重要である。

(ウ) 学校サポートチームの更なる活用の推進

- 学校サポートチームの活用により、学校だけでは解決することができない事案について、多角的なアセスメントや、専門家による複合的な視点からの解決策の立案、役割分担が可能になる。さらに、学期の初め等、定期的に会議を開催することにより、「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容に共通理解を図ったり、学校の取組の進捗状況を多面的・多角的に振り返り、真に改善すべき課題は何かを明らかにしたりすることができる。
- 学校サポートチームの意義に鑑み、効率的な会議のもち方や効果的な活用方法を明らかにしていく必要がある。

第2 東京都におけるいじめ防止対策の一層の推進に係る方向性

1 いじめ問題対策委員会からの提言

これまで述べてきた、現状と成果、課題に学び、東京都におけるいじめ防止等の取組の一層の推進を目指し、対策委員会から次の5つの提言を発信したい。

(1) まず、子供を信頼していることを示そう。

子供の言葉に真剣に耳を傾け、子供をありのままに受け入れよう。自らが受け入れられていると実感できると、感情が安定し、自信のある行動に結びつくものである。大人が期待するとおりに子供が行動することを求めるだけでは、「信頼」につながらない。

(2) いじめ予防の基本として、授業の充実を目指そう。

本来、子供は学ぶことが大好きである。「できる」「分かる」を積み重ねることにより、子供が、自分の能力を信じられるようにしよう。また、日々の教育活動の中で、教職員が子供とどう関わるか、その姿が子供のロールモデルとなる。

(3) 子供をみる目を養おう。

子供は、自分で問題に気付き、それを主体的に考えていこうとする存在である。子供が自ら考え実行できるよう、一緒に話し合うとともに、「自分でできる」「自分で選ぶ」という自信と勇気に子供が気付くことができるように関わろう。

(4) 教職員間の情報共有を大切にしよう。

教職員一人一人がもっている情報を提供しただけでは、共通理解には至らない。どのような行為がいじめに当たるのか、どのような行為を許してはならないのか、どのような対応が適切なのかなど、一人一人が納得できる意見交換の場を大切にしよう。

(5) 保護者、地域社会と共に手を取り合おう。

学校、保護者、地域社会は、普段からのパートナーシップ、双方向の関係づくりを大切にしよう。子供を取り巻く大人が、「子供がSOSを出しやすい存在」になろう。そして、「子供が安心して相談できる人」になれるように努めよう。

2 いじめ防止対策の一層の推進に向けた7つの方策

「対策委員会からの提言」に示した、いじめ防止対策の具体的な実現に向けて、都教育委員会が取り組む事項として、次の7点を挙げる。

(1) 「子供自らがいじめについて考え、自ら行動できる」取組の一層の充実

- ◆ 子供たちの主体的な取組がいじめ防止対策の要であること、「一人一人の児童・生徒の健全な成長を促し、児童・生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指す」という生活指導の積極的な意義を踏まえたいじめ防止対策の推進が必要であることについて、周知・徹底を図る。
- ◆ 子供自らの自発的な発言を通して、新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を含め、自分たちでいじめ問題の解決策を導き出すための取組について、検討を行う。

(2) 学校の教育活動全体を通しいじめ防止の取組の充実

- ◆ 学校が、教育活動全体を通じ、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にして、学習指導とも関連付けながら、いじめ防止の取組の充実を図る。
- ◆ 主体的・対話的で深い学びやカリキュラム・マネジメント、社会に開かれた教育課程といじめ防止の取組との関係について、「いじめ総合対策」に明示する。

(3) いじめの認知に至るプロセスの明示

- ◆ 児童・生徒のトラブルや気になる様子の情報の収集から「学校いじめ対策委員会」への報告、いじめの認知の判断までのプロセスを明らかにし、いじめ総合対策【第2次・一部改訂】等に分かりやすく明示する。
- ◆ 都内全ての公立学校において、「学校いじめ対策委員会」における多角的な検証によるいじめの認知が徹底されるようにする。
- ◆ いじめの認知件数が0（ゼロ）件の学校に対しては、「本当にいじめに苦しむ児童・生徒がいないか」という観点から自校における取組や教職員の意識について見直す機会を設定する。

(4) 教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートの作成・活用

- ◆ 平成30年度に、都教育委員会は、各学校が自校の課題を明確にして、改善を図ることができるよう、ふれあい月間におけるいじめに関する調査の方法や内容等の見直しを行っている。具体的には、取組の進捗状況をレーダーチャートにより見える化するシートを開発し、学校は、このレーダーチャートを活用するなどして、PDCAサイクルによる評価・

改善を強化している、この成果をもとに、今後は、教職員一人一人の対応力を強化するため、いじめ防止の取組について、教職員が自己の取組を点検するためのレーダーチャートを作成し、その活用を促進する。

(5) 家庭・地域向けのプログラムや啓発資料等の作成・活用

- ◆ 学校とともに地域・保護者が一体となって、いじめの防止に取り組んでいけるよう、保護者や地域の方々がいじめ問題について考えるためのプログラムを開発し、学校が、保護者会や入学説明会、道徳授業地区公開講座等において活用できるようにする。
- ◆ 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築に向けて、子供の心のケア、不安や悩みの受け止めに関する保護者・地域向け啓発資料を作成する。また、その活用を促したり、子供と保護者等が共に考えることができるような場を設定したりするなど、保護者や地域の方々の、子供のSOSを受け容れる力を高められるようにする。

(6) 学校サポートチームの魅力、効果的な活用に係る周知

- ◆ 都内公立学校における学校サポートチームの活用事例を収集し、効率的な会議の持ち方や活用促進の工夫を明らかにする。
- ◆ 各学校や区市町村教育委員会の生活指導担当者を対象とした連絡会等で周知するなどして、学校等が学校サポートチームの意義を理解し、より効果的に活用することができるようにする。
- ◆ いじめの事案が起こった際には、学校が関係機関と連携し、適切に対応できるようにするためには、日頃の情報連携が不可欠である。学校のいじめ防止対策に求められる姿（学校いじめ防止基本方針）や学校の取組の現状、課題について、情報共有することにより、各関係機関が自身の機関における役割を踏まえた改善策について考えることができるようにする。

(7) 学校における「いじめ総合対策」の活用促進に向けた工夫

- ◆ 「いじめ総合対策【第2次】」は、100ページを超える冊子、上・下巻2冊から成る指針であり、学校がいじめ防止対策でなすべきことが網羅されている。これらの内容に加え、学校の教職員一人一人が適正に使いこなせているか、また日々の教育活動に有効に活用しているかなどの観点から見直す必要がある。
- ◆ ダイジェスト版を作成し、「いじめ総合対策」の冒頭にそれを配置するなど、教職員が日々活用しやすい体裁とする。

第3 資料

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会委員名簿

| 区 分 | 氏 名 | 所 属 等 |
|---------------|-------|--------------------------|
| 学識経験者 | 有村 久春 | 東京聖栄大学教授 |
| | 坂田 仰 | 日本女子大学教授 |
| | 藤平 敦 | 日本大学文理学部教授 |
| | 林 尚示 | 東京学芸大学教育学部准教授 |
| 区市町村 教育委員会 | 豊岡 弘敏 | 渋谷区教育委員会教育長 |
| 医 療 | 笠原 麻里 | 駒木野病院副院長 |
| 心 理 | 鈴村 眞理 | 一般社団法人東京公認心理師協会学校臨床委員会委員 |
| 福 祉 | 横井 葉子 | 聖徳大学心理・福祉学部社会福祉学科准教授 |
| 法 律 | 相川 裕 | 真和総合法律事務所弁護士 |
| 警 察 | 橋本 満 | 警視庁生活安全部管理官 |

東京都教育委員会いじめ問題対策委員会規則（平成26年東京都教育委員会規則第18号）

（趣旨）

第1条 この規則は、東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）第11条第7項の規定に基づき、東京都教育委員会いじめ問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 対策委員会は、東京都教育委員会の諮問に応じ、東京都及び区市町村（特別区及び市町村をいう。）の教育委員会（次項において「教育委員会」という。）並びに都立学校（東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）第1条に規定する都立学校をいう。）及び区市町村立学校（次項において「公立学校」という。）のいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（次項において「いじめの防止等」という。）のための対策の推進について調査審議し、答申する。

- 2 対策委員会は、教育委員会及び公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、東京都教育委員会に意見を述べることができる。
- 3 対策委員会は、都立学校においていじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態が発生した場合には、同項に規定する組織として同項に規定する調査を行い、その結果を東京都教育委員会に報告するものとする。

（組織）

第3条 対策委員会は、学識経験を有する者、法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成される委員10人以内をもって組織する。

- 2 対策委員会の委員は、東京都教育委員会が任命又は委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長）

第5条 対策委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、対策委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議及び議事）

第6条 対策委員会は、委員長が招集する。

- 2 対策委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 対策委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 対策委員会が第2条第3項に規定する調査を行う場合の会議は、出席した委員の過半数で

議決したときは、全部又は一部を公開しないことができる。

(意見等聴取)

第7条 対策委員会は、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴取することができる。

(専門調査員)

第8条 専門事項を調査させるため必要があるときは、対策委員会に専門調査員を置くことができる。

(調査部会)

第9条 第2条第3項に規定する調査を行うに当たり必要があるときは、対策委員会に調査部会を置くことができる。

- 2 調査部会は、前項の調査に係る事案に利害関係を有する委員以外の委員及び専門調査員から、委員長が指名する3人以上をもって組織する。
- 3 調査部会に部会長を置き、委員のうちから、委員長がこれを指名する。
- 4 部会長は、調査部会の事務を掌理し、調査部会における調査の経過及び結果を対策委員会に報告する。
- 5 第6条第1項、第2項及び第4項の規定は、調査部会に準用する。この場合において、同条中「対策委員会」とあるのは「調査部会」と、同条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「委員及び専門調査員」と読み替えるものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門調査員は、第6条第4項及び第9条第5項の規定により公開しないこととされた対策委員会及び調査部会の会議において職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 対策委員会の庶務は、東京都教育庁において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、対策委員会の運営に関し必要な事項は、東京都教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、平成26年8月1日から施行する。

東京都いじめ防止対策推進条例（平成 26 年東京都条例第 103 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問する。

平成 30 年 11 月 14 日

東京都教育委員会

記

1 諮問事項

東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について

2 諮問理由

東京都は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、平成 26 年 6 月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年 7 月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策（以下「いじめ総合対策」という。）」を策定した。

これらを踏まえ、これまで 4 年間、東京都教育委員会と区市町村教育委員会との緊密な連携の下、東京都内全ての公立学校においては、校長をはじめとした教職員と保護者、地域住民、関係機関等が一体となり、組織的にいじめ防止等のための取組を推進してきた。

また、東京都教育委員会は、平成 28 年 11 月に、第 2 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、「いじめ総合対策【第 2 次】」に示された取組の推進状況の検証、評価及びいじめの防止等の対策を一層推進するための方策について諮問し、平成 30 年 7 月に、同委員会から答申を得たところである。

この答申では、2 年間の取組の成果として、各学校が、見逃しがちな軽微ないじめの積極的な認知や、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応等を推進することを通して、多くのいじめを解消に導いてきた実績が明記されている。一方で、「様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」や「子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組」の推進のほか、保護者や関係機関等との信頼関係に基づく連携により、いじめの解決を図ることなどについて、今後、更に取組の改善を図っていくことの必要性が示された。

各学校においては、本答申を踏まえて、「いじめ総合対策【第 2 次】」を確実に推進するとともに、取組の成果と課題を不断に検証、評価して、その改善を図っていくことが求められる。そのため、「いじめ総合対策【第 2 次】」には、平成 32（2020）年度に、その取組を評価し、更なる見直しを行うことを明記している。

以上のことから、東京都教育委員会は、第 3 期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会に対して、第 2 期に引き続き、東京都内公立学校におけるいじめ防止に係る取組の推進状況の検証、評価及びいじめ防止等の対策を一層推進するための方策について、諮問するものである。

第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 審議経過

| 回 | 日時 | | 審議内容（概要） |
|-----|-------|--------|---|
| 第1回 | 平成30年 | 11月14日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都におけるいじめ防止等の対策の概要 ○ 平成29年度における児童・生徒の問題行動等の実態について ○ 子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組について ○ 保護者との信頼関係に基づく効果的な連携・協力の在り方について |
| 第2回 | | 2月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について ○ 子供たち自身がいじめについて考え行動できるようにするための取組について (説明者) 青梅市立霞台中学長 青山 隆志 ○ 関係機関等との効果的な連携の在り方 (説明者) 警視庁生活安全部少年育成課 少年対策係警部補 松丸 淑子 |
| 第3回 | 令和元年 | 7月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ SNSを活用した教育相談体制の構築について ○ 関係機関との効果的な連携の在り方について |
| 第4回 | | 11月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ふれあい月間におけるいじめに関する調査結果の活用について ○ 第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価 ○ いじめ防止対策推進法第30条第1項に基づく報告について |
| 第5回 | | 2月17日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ総合対策【第2次】下巻 [実践プログラム編]の改訂に向けて ○ 第2期答申「改善の方向性」に係る取組の検証・評価 |
| 第6回 | 令和2年 | 7月28日 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別、いじめを生まないための指導について ○ 第3期 東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について |

